

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 1 整備計画局及び同局サイバー整備課並びに統合幕僚監部運用部運用第一課の所掌事務を変更する。(第七条、第二十八条及び第六十条関係)
- 2 この政令は、令和八年十月一日から施行する。(附則関係)